

# TCA コーチング実技試験審査規則

制定 2021.9.23

改訂 2023.10.1

第1条（目的）本規則は、東京コーチング協会（以下「本協会」という。）で主管するコーチング実技審査が公正かつ確実に進行されるよう、その手続きと方法に関する事項を規定することを目的とする。

第2条（審査資料の提出）審査を受けようとする志願者は、以下の資料を定められた期日内に要求された数量だけ提出しなければならない。

1. 録音ファイルと文字起こし
2. コーチングセッションログ
3. メンターコーチングログ

第3条(審査委員会の構成)

- ①審査委員会は6人の審査委員で構成し、委員長は委員の中から選出する。
- ②審査委員は、本協会の会長が任命する。
- ③審査委員の任期は、当該審査委員会の任務終了時までとする。

第4条（審査委員の資格）本協会の正会員の中で国際コーチング連盟（ICF）本部の審査官教育を修了したPCC以上の資格保有者とする。

第5条（審査委員の変更）審査を開始した後は、審査委員を変更することができない。ただし、審査委員の疾病、海外渡航、その他やむを得ない事由で審査を継続できない場合に限り、本協会の会長が変更することができる。

第6条(審査)

- ①志願者が審査資料を提出した日から2ヶ月以内に審査を完了することとする。
- ②評価は審査委員各自100点満点にし、審査委員3人の平均がTCAAC認定試験/LEVEL1修了試験一次試験は60点、LEVEL2修了試験は70点、TCAPC認定試験は75点以上で合格と判定する。

第7条（結果通知）審査結果は、志願者に書面又は電子文書で通知しなければならない。

第8条（その他）本規則に定める事案以外の事案については、理事会が定める。

以上